

各県立学校長 様

教 育 長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

この度、文部科学省から令和5年3月17日付け4文科初第2507号「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」（以下、「文部科学省通知」という。）が発出され、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定並びに当該改定の主な内容及びその留意点が示されました。その中では、学校におけるマスク着用の基本的な考え方は「児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。」とされ、学校におけるマスク着用は原則不要とされました。

つきましては、このことを踏まえ、下記のとおり対応願います。

なお、本通知等を踏まえ、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度版～」を改定し、後日送付することを申し添えます。また、新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われるほか、文部科学省においても、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）等の改正が予定されておりますので、予め御承知置きください。

記

1 マスク着用の考え方等について

- (1) 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- (2) 登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などはマスク着用が推奨されることを踏まえ、周知等必要な対応を行うこと。
- (3) 感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。

- (4) 児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- (5) 学校教育活動の中で、文部科学省通知の別添「感染リスクが比較的高い学習活動」が示す活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて、当該別添に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。
なお、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様であること。
- (6) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。

2 入学式等の実施について

- (1) 今後、各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、上記1で述べたように、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- (2) 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1 m程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保すること。
- (3) 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- (4) また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないこと。

3 効果的な換気の実施について

- (1) 「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、「・・・基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。」とされているところであり、学校においても、引き続き、効果的な換気を実施すること。
- (2) 具体的な換気の方法や考え方については、令和4年9月5日付け保健体育課事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について（通知）」を参照すること。
- (3) 必要に応じてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測し、適切な換気を確保すること。その際、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）では、1,500ppmを基準とされているが、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「感染拡大防止のための効果的な換気について」では、学校についても、「気候等に応じて、・・・出来る限り1,000ppm相当の換気等に取り組むことが望ましい。」とされていることから、これらも踏まえた上で、効果的な換気に取り組むこと。
- (4) 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPA フィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保すること。

4 給食等の食事をする場面における対策について

- (1) 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。
- (2) その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m 程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。

5 添付資料

- 別添1 令和5年3月17日付け4文科初第2507号「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」
- 別添2 令和5年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」
- 別添3 令和4年9月5日付け保健体育課事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について（通知）」

～守ろうよ みんなの笑顔 コロナから～

【感染防止対策（マスクの着用等）に関することについて】

担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【県立中学校・高等学校に関することについて】

担 当 県立学校部高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【県立特別支援学校に関することについて】

担 当 県立学校部特別支援教育課 特別支援学校 教育指導担当

電 話 048-830-6886